

## 明暦の買い物

—十七世紀半ばの物流—

吉 積 久 年

本館架蔵の徳山毛利家文庫（徳山藩々政史料）の中に、「明暦貳年分 大坂御買下物代銀留帳」（治用方一二七）と「明暦三年 小飛脚路料留帳」（御勘渡奉書三六）という簿冊がある。いずれも原書であり、同文庫の中では突出して古い。ただし、前者については、後年の手が入り編綴に齟齬があつたり、後年のものが混入したりして、やや混雜が窺われるし、表題に「二さつのうち」とも墨書きされている。表紙を含む紙数は、前者一三三二丁、後者五〇丁。

十七世紀半ばの諸物価を書留めた史料は、本館架蔵の核をなしている毛利家文庫にも見当たらないし、全国的にも希少といえよう。また、『徳山市史年表』<sup>①</sup> や『徳山略記前編』<sup>②</sup> にも明暦期の記事は甚だ僅少で、明暦二年のごときは空白となっている。徳山毛利家文庫には「逸史」と題された藩政時代に編された藩史もあるが、これとても大同小異である。

以上の展望に立つて、両史料の内容を明らかにしたいと思う。

「明暦ノ八月十五日  
一銀武百武拾八匁七分  
太郎兵へ

明暦の買い物（吉積）

内

百式拾目 上々真米式石五斗之代

但石別四拾八匁かへ、包延なわ共ニ

九拾七匁

上々餅米式石之代

石別四拾八匁五分かへ、右同断

拾壹匁七分

上々大豆三斗之代

石別三十九匁かへ、右同断

以上

右為 御用賣上ヶ代銀相澄申候分山崎四郎兵へ當ル、同人直段究ニして八木与一兵へおく書  
右之前御奥御臺所之惣右エ門五右エ門銀取ニ松野与右エ門おく書有分」

これが、「大坂御買下物代銀留帳」の冒頭部であり、以下同じ要領で書継がれている。

表題が示す通り、本史料は大坂経由で調達された諸品の数量と代銀、調達先、そして代銀支払いの年月日が明記され、ときには調達御用の理由が明らかにされた場合もある。表題には「明暦式年分」とあるが、代銀総額の一つ書の右肩の年月日には、最も早いところで承応四年（＝明暦元年、一六五五）二月七日、逆に遅いところで明暦三年（一六五七）八月三日とあって、二ヶ年半の時間幅をもつていてる。

品種は万般にわたるため、食品や台所用品等々に括って語ることにする。

### 食 品 類

右に摘出した米を含む穀物類から先ず窺つてみよう。米類では他に三例ある。ともに調達先は讃岐屋太郎兵衛。明暦二年九月十二日付けで、古上米一石五斗が銀七二匁（石別四八匁）、古上餅米同じく七〇目五分（石別四七匁）である。同年七月二十一日付けで上米一石が四九匁、十二月四日（年は不明記）付けで上々地米一石が四六匁、上々明石餅米一石が四八匁となつていてる。

大豆が二例で、上々大豆一石が三九匁（明暦二年八月十五日）と古大豆一升が五分五厘（石別五五匁、同年七月一二日）。調達先は讃岐屋太郎兵衛と打栗屋新左衛門。

米製品として酒がある。上々諸白同一二匁（同十二月十六日）、上々生古諸白同一二匁（同二月十六日）、上々新諸白同七匁五分（同日）、類酒諸白同七匁五分（霜月十一日）、上生酒同一二匁（同日）、以上の大口（上々諸白が四石八斗余など）の調達先は奈良の河内屋四郎兵衛。小口で同人から忍冬酒升別四匁七分（二年八月十六日）が調達されてる。酒は大方が奈良から仕入れられている。三年酒八斗（斗別一九匁）は奈良の岩井六右衛門・薬屋平右衛門から（同八月十八日）。みぞれ酒五升（升別一匁二分）も同じく薬屋平右衛門から（十二月十六日）。あさち酒という名柄もあって、調達先は諸屋甚太郎（大坂？）、升別一匁五分である（二年八月十九日と十二月十六日）。天下第一とうたわれた南都諸白への嗜好が歴然である。

酢の調達先は酢屋久右衛門と小間物屋庄右衛門。後者（霜月十日）は、箸や杓子などの一括購入であり、数量も五升にとどまる。前者は、二年八月十二日六斗一升、十二月九日六斗という数量で、後者は「上生酢」と明記されるが、三者いずれも斗別にして銀二匁五分の値。

菓子類に柚餅子がある。二年八月十二日一〇ヶ、十二月五日二〇ヶで、ともに一ヶ当り一分二厘、調達先も打栗屋新左衛門。醒ヶ井餅は二一〇枚（二年七月二十一日）、五〇〇枚（同八月十六日）も買上げ、その値は七匁と一四匁二分五厘で一枚当り三厘三毛と四厘二毛一朱になる。調達先は、菓子屋五郎右衛門と菓子屋喜左衛門。醒ヶ井とは、近江国の地名で現在滋賀県米原町に属す。餅は宿場名物だった。落雁は、二年七月二十一日（菓子屋五郎右衛門）、同八月十六日（菓子屋喜左衛門）、十二月九日（菓子屋太左衛門）いずれも調達量は一〇斤で、一斤当り六分五厘になる。大豆製品として最も多出するのが醤油である。殆どに「堺醤油」と銘うたれ、寛永十五年（一六三八）成立の俳諧の方式書『毛吹草』（俳人松江重頼の著）にも載る諸国特産品の一つである。七例のうち五例の調達先が打栗屋新左衛門で、いずれも堺醤油、四斗（二年八月二十九日と九月十一日）から一斗（十一月十一日）の買付け量、斗別銀七匁。元年十一月五日と十二月九日は「堺」と冠されず、醤油屋久右衛門と酢屋久右衛門から各々調達、斗別値段は同じ七匁。

味噌は「上」と冠せられ、三例とも一石余の買付けで、いずれも石別銀六五匁の値。調達先は味噌屋太兵衛（二年八月十二日と十一月十一日）と味噌屋吉左衛門（十二月九日）。二年八月二十九日には、魚屋孫兵衛から白味噌四升を調達し、一升当り銀八分（石別に直し八〇目）の値。

豆腐の姥は、二年七月二十二日と十一月十一日とともに打栗屋新左衛門からの調達、いずれも五〇本の買付量で、一本当り銀一分一厘。また、醬も見える（十二月五日）。一桶（二升入）で三匁の代銀、打栗屋新左衛門から調達。

食品で頻出するのが海産物である。先ず魚類から、生鯨五〇〇目の代銀二匁五分、魚屋孫兵衛の調達（十二月五日、打栗屋新左衛門調達）。

鰹節、「上」五〇〇節の代銀二二五匁（一節二分五厘、二年八月十三日）、二〇〇節代銀四匁二分（一節二分一厘、元年十一月二日）。干河豚二〇枚の代銀八匁六分（一枚四分三厘）、五寸切體五〇本の代二匁七分五厘（一本五厘五毛、ほかに十二月五日などに例あるが同値）、鰐骨六升の代一二匁（一升当り二匁、十二月五日も同値）、以上は二年八月十三日。目刺一〇〇串が銀一〇五匁（十二月十六日）。

鱈子五丁で五匁五分（十二月五日）。数の子一升当り九分（二年八月十二日）と八分（十一月十一日と極月朔日）で、打栗屋新左衛門から調達。

伊勢熨斗三〇把の調達で代銀四九匁五分、一把につき一匁六分五厘（十二月五日）。干鮑一〇〇串が一〇五匁（十二月十六日）。

海竹一〇〇本が九分（二年八月十三日）、赤貝が生五〇盃で七匁五分（一盃一分五厘、十一月五日）、白味噌漬け一〇〇で一〇匁五分（二年八月二十九日）。  
海月は同日一〇〇枚、十二月十六日一五〇枚の調達で、ともに一枚四分。以上、断わらぬ限り調達先は、全て魚屋孫兵衛である。

以下は、打栗屋新左衛門の調達品。二年八月十二日のものとして、海藻一袋代銀一匁六分、海苔二〇〇枚代九匁、

新青海苔三〇把の小束で代銀二匁、巖し昆布二〇〇本代一三匁（一本当り六厘五毛）。上昆布五〇本が三匁五分で一本七厘（極月朔日）。海藻については、三升代銀二匁四分という記事もある（二年七月二十二日）。

二年七月二十二日及び十二月五日、打栗屋新左衛門調達品に野菜類が多く見える。岩草二升代銀一匁、木くらげ二升代一匁四分、白芥子五升代六匁五分、白辛子五升代三匁七分五厘、京大山の芋三〇本代九匁六分、朝倉山椒一〇斤代一二匁、山城生姜一斗代五匁、大わさび一〇〇本代四匁、吉野葛一斗代一二匁、京青干菜三尺廻り一束の代四匁五分。京大山の芋は二年八月十二日にも同人調達として窺われるが、一本当りの値は変わらない。大わさびも同日にあらが、こちらは一〇〇本の代銀六匁である。同日にはまた、根生姜五升代銀三匁七分五厘ともある。

果物類で多く顔を見せるのが御所柿。二年八月二十五日、二十九日と九月十一日、いずれも打栗屋の調達で、八月時は一ヶ八厘、九月時で八厘五毛である。美濃吊し柿一〇〇で代銀八匁五分（十二月四日）、大きくし柿五〇で六分（極月朔日）。山蜜柑五〇が一匁五分（同日）、新大栗五〇が二匁（二年八月十九日）。白勝栗一升五合が二匁七分（極月朔日）。以上、全て打栗屋の調達。八百屋八兵衛調達ものとして、水梨一〇代銀一匁がある（二年七月二十五日）。

その他で多出するのが砂糖である。二年八月十六日菓子屋喜左衛門、同年九月十一日原田屋太左衛門、十二月九日菓子屋太左衛門の各調達で、上白糖・上黒砂糖各々二〇斤ずつで、一斤当り二匁と一匁五分の値は同じである。上胡麻油、十二月九日と十一月十日、油屋与三兵衛から各二斗の購入でともに代銀七三匁。奈良漬香物が一〇〇枚代二九匁（二年八月十二日）、単に香物同じく二七匁（十二月五日）、打栗屋の調達。魚屋孫兵衛からの買付物に生塩鴨がある。十二月五日一〇羽、十二月十六日三羽で、いずれも一羽当り四匁五分の値。

### お茶関連

「明式ノ七月十日

竹庵代  
半兵衛

一銀七百拾弐匁八分四厘

内

百拾七匁

御茶袋半三拾

百六拾六匁四分

御詰別儀<sup>(1)</sup>□斤□

十三匁

新つぼ壺ツ上家共ニ

七拾八匁

御茶袋半弐拾

百四十五匁六分

御詰別儀<sup>(1)</sup>斤□

十三匁

新つぼ壺ツ上家共ニ

五拾八匁五分

御茶袋半十五

百四匁

御詰別儀<sup>(1)</sup>斤

十三匁

新つぼ壺ツ上家共ニ

四分五厘

ほそ引三筋

壺匁五分

しふかみ三枚

明暦の買ひ物（吉積）

六分  
六分九厘  
大なわ大小九わ  
筵三枚

「御詰別儀」茶の値が三種見えて一斤当り五二～八三匁二分。茶価は他に二つ記されていて、ともに姫様に歳々定りの贈品として二年十月四日詰茶六斤代二四匁（調達先は宇治茶屋次右衛門）、三年六月朔日茶六斤代三六匁（調達先是茶屋ノ五右衛門）。併せて容器の壺についても記載があり、各々二つ上家とともに代四匁三分、二つ上家・緒ともに代七匁八分。細引・渡紙など梱包具には差は殆ど認められない。貞享三年（一六八六）同文庫「御手紙控」によると、宇治の上林竹庵からの購入として極上平三五が代銀一三五匁五分、詰茶四斤代三一二匁、新壺二つ（二重家）二六匁などと見える。<sup>③</sup>

茶道具関連の記事につきのものがある。

「十二月八日

一銀七拾四匁壺分

なべや  
作右玉門

内

七匁八分	口式尺ノひらかま壺ツノ代ふた共 <small>（平蓋） （羽蓋）</small>
六匁八分五厘	はがま壺ツ代ふた共 <small>（羽蓋）</small>
三匁一分五厘	口壺尺五寸つりなへ一ツ代つりふた共 <small>（用錠）</small>
九匁六分	口壺尺三寸つりなべ四ツ代つりふた共 <small>（用錠）</small> 二 但壺ツニ付式匁四分宛
九匁六分	同壺尺つりなへ六ツ代つりふた共 <small>（用錠）</small> 二 但壺ツニ付壺匁六分ツ

拾武匁五分	同八寸つりなへ十ヲ代つりふた共二
拾壹匁五分	同七寸つりなべ十ヲ代つりふた共二
三匁四分	同六寸つりなべ四ツ代つりふた共二 但一ツニ付八分五厘つ
壹匁	右之包蓮五枚繩共二
八匁七分	ことく大小十ヲ代
以上	

鍋釜類に口径のみだが法量の付記されているのは有難い。ほかに、十二月朔日、紙屋庄右衛門からの調達品の中に「壺分五厘（茶鍋）  
ちやわん壺ツ」「三りん（茶釜）  
ちやせん壺本」「四分五厘（鉢）  
へに茶わん壺ツ」の記載がうかがわれる。茶碗類の記事はここを唯一とする。どこの産かは明記されていない。

### 焼物類

陶磁器関係で最も多く登場するのが「かわらけ」、つまり素焼きの土器である。左がその一例。

「極月九日

一銀六拾九匁九分

打くりや  
新左衛門

内

六拾武匁壺分

京三度かわらけ三千百五枚

但千卅五枚入三ひつ

六分 上包むしろ小なわ代共ニ

右ノ入ひつ三つ

「三度かわらけ」は、これ以外に三ヶ所で認められ、二年八月二十九日二〇〇〇枚、同九月十一日一〇八〇枚、十一

月十一日五〇〇枚の調達量で、いずれも打栗屋新左衛門が売主、また一枚当たりの単価も等しく銀二厘である。同売主で、「京七度かわらけ」一〇枚・「同所さいかわらけ」五〇調達の記事もある（極月朔日）。前者の一枚当たりの値は三分五厘、後者は一厘六毛である。なお、「三度」「七度」は、大きさを示す。因みに、貞享三年（一六八六）「御手紙控」によると、三度土器五一が一匁四分七厘五毛（一枚当たり二厘八毛余）である。<sup>④</sup>

食器として、御奥台所用品として、つぎのようにまとめて見える例がある。

「十二月十日

一銀四拾壹匁九分<sup>（マニ）</sup>

松屋

喜左エ門

一銀四拾壹匁九分<sup>（マニ）</sup>

喜左エ門

内

武拾六匁五分

上中<sup>（砂鉢）</sup>さはち大小三十五ノ代

但三ツハ口指渡し壹尺五寸、三十武ハ口指渡し壹尺より六

七寸迄

三匁六分

備前<sup>（鐵）</sup>とく三升入武ツ代 但壹ツニ付壹匁八分ツ

四匁八分

同式升入四ツノ代 但一ツニ付一匁武分ツ

壹匁八分

同壹升入四ツ代 壱ツ付<sup>（マニ）</sup>四分五厘ツ

三匁三分

すりこばち六ツ代 壱ツニ付五分五厘宛

七分五厘

かたくち三ツ代 壱ツ付武分五厘宛

壹匁武分

右之包延六枚繩共ニ

以上

備前ものとして、他に小甕がある（二年八月十六日、壺屋仁右衛門から調達）。三つの代が四匁八分。

御書院用の四道具として、

「明式ノ十二月四日

さらや

一銀三拾六匁式分

五郎右エ門

内

十六匁五分

大白さしみ皿十五分

九分

右入箱壹ツ

六匁

なます皿十五

七分五厘

右入はこ壹ツ

六匁七分五厘

染付皿十五

七分五厘

右ノ入箱壹ツ

三匁六分

ふうりう大小三十

六分

右ノ入箱壹ツ

三分五厘

右之包しふかみ壹枚

以上」

刺身皿・なます皿・風流については、書上げが他に二年十二月二日（調達先は皿屋九兵衛）、十一月十五日（同からつ屋九兵衛）、元年十一月三日（同詩絵屋九郎右衛門）にも見える。二年十二月二日と四日の間に各種の単価に異同はないが、十二月十五日については刺身皿一枚三分五厘（注文数一〇枚）、なます皿一枚一分五厘（同）であり、元年十一月三日は三種とも南京物とのただし書があり、一枚当り刺身皿四匁、なます皿一匁、風流四分五厘となる。注文数は各二枚。さらに、二年四月九日の京都新町の次兵衛から調達として、刺身皿一〇枚一四匁二分とも見える。

同じ記載の中に猪口大小四〇が代一五匁四分とある。猪口については、十二月十五日書上げに一〇の代銀八分とも記される。「塗付錫子二対焼物」の代銀は三匁三分（二年七月十日、新町次兵衛から購入）。

### 漆器類

茶道具の一つである湯子掬が、二年四月九日の京新町の次兵衛からの調達品群の中に見え、二つで五分五厘である。ここには、多種の漆器類が並ぶ。大原椀との断わりの中に、皆朱燕口四つ椀一〇人前が二三匁八分、同二ノ椀同じく一二匁一分、同三ノ椀同じく一匁五分五厘、同吸物椀同じく一匁四分五厘、同平皿同じく一九匁八分、同糸目椀大小（数は難読）二四匁二分。皆朱燕口として、貝付きの食次六つが一九匁八分、湯桶三つが九匁九分、湯次四つが一匁七分七厘、なます皿二〇枚が一六匁五分、本膳一〇人前二六匁三分、二ノ膳同二三匁、三ノ膳同一九匁八分。黒塗物に、蓋高一〇が八匁八分、足なし丸盆六枚が九匁九分。塗りは不明だが、足付きの通盆六枚が九匁九分ともある。以上のほか、塗物と覚しきものに小皿一〇枚（代四匁四分）、匙大小五本（代八分八厘）があり、さらにこれらを

保管する重箱が見える。例えば、本椀・吸物椀各一〇人前入の二重箱が三匁七分、本膳から三ノ膳まで計三〇膳入の二重箱が八匁五分といつた具合である。黒塗の四重箱四組が三〇目八分とも記される。

はたまた大物に厨子がある。三対で二七匁一分七厘とある。二年八月十四日奈良屋七兵衛の調達品に、諸道具が備わる弁当二人前が二七匁五分、同じく一人前が八匁五分、同じく酒弁当が一二匁とある。

同人からのまとまった購入（極月十四日）に以下のものがある。各一〇人前として、黒椀六匁五分、同坪平四匁三分、同蓋一匁七分、朱盃二匁、黒折敷八匁、同二ノ椀三匁、同二ノ丸盆七匁五分。黒食次（杓子とも）二つ三匁二分、同湯次二つ二匁四分、黒八寸粉二匁二分、黒本家二つ三匁三分。

「御姫様にて御相伴椀として」との断わり書のかぐや七兵衛からの調達品に、上朱椀五膳一一匁五分、「へこ」五つと糸目椀大小一〇が一四匁、同二三ノ椀五膳（重箱とともに）一〇目、同本膳五枚（重箱とともに）一五匁、同二三ノ膳五膳（同じく）一八匁五分、同食次一つ（貝ともに）三匁七分、同湯次一つ三匁七分、同盆一〇が四匁、溜塗の小折敷一〇枚二匁七分、以上を納入する上家二つが四匁。

膳具のまとまった購入例に、七つ入御器一膳の代一四匁二分、四つ御器一膳の代二匁、同じく四つ御器五膳の代六匁五分、内黒四つ御器二膳の代二匁六分がある。霜月二十八日、奈良屋七兵衛の調達。

### 食器類（木製品）

膳椀具に係る食器類に、つぎのものがある。

匙筈五本が五分、中柄杓一〇本が一匁、小柄杓一〇本が六分（十一月十一日、櫻物屋善左衛門から購入）。

塗杓子五本が三分五厘、貯杓子二〇本が四分（十一月十日、小間物屋庄右衛門から購入）。  
小品だが、箸がよく登場する。その一例を拾うと、つぎの通りである。

「同（明武）八月十六日

一銀六拾五匁五分

「同（明武）八月十六日

庄右エ門

内

四拾目 白はし五千せん代

壱匁七分 右入箱壱ツ之代

四分 蔵式枚なわ共ニ

武拾目 杉はし壹万せん

武匁八分 右入はこ武ツ之代

六分 蔵四枚なわ共ニ代」

二年九月十一日、白箸二〇膳・杉箸一万膳、十二月九日、白箸五千膳・杉箸一万膳、十一月十日杉箸千膳と出て来、  
いずれも白箸一膳八分、杉箸同じく二毛と値は同一で、調達先も小間物屋小右衛門に変わりない。変わったところで、  
真魚箸がある。三膳が三匁三分（二年四月九日、京新町の次兵衛）、同四匁五分（十二月九日、道具屋太兵衛）。

同種のものに楊枝木がある。二年七月二十二日、打栗屋新左衛門から調達、一〇〇本の代が九分である。

台所用品として俎がある。上檜俎大小五面の代九匁九分、指物屋喜兵衛が売主（十二月十日）。

上磨揚手桶や上木地湯桶もその仲間であろう。前者は三つで六匁九分（十二月八日、樽屋左兵衛）、後者は四つで九

匁二分（十二月九日、道具屋太兵衛）。

### 鍋 釜 類（金属製品）

右道具屋太兵衛の一括調達品に、湯桶のほか以下のものが並ぶ。上大薬缶三つ（一つ三升五合入）一五匁、上薬缶  
一つ（三升入）三匁五分、上薬缶二つ（一つ二升入）六匁、重目の燐搔三つの代七匁五分、上唐金七色二つ（共蓋と  
も）七匁六分、上山葵卸三つの代一匁六分、鉄灸三組の代三匁一分五厘、上々包丁六枚の代一六匁二分、その包丁の  
つり六本の代一匁八分、上々薄刃三枚の代六匁、同つり三本の代九分。

鍋屋作右衛門の調達に、大羽釜（口差渡し、つまり口径二尺五寸）四〇目、その檜蓋六匁五分（二年十二月十六  
日）、平釜（口一尺、蓋とも）七匁八分、羽釜（蓋とも）六匁八分五厘、弦鍋（蓋つき）の口一尺五寸が三匁一分五  
厘、口一尺三寸四つが九匁六分、口一尺六つが同値、口八寸一〇が一二匁五分、口七寸一〇が一一匁五分、口六寸四  
つが三匁四分（以上、十二月八日）の品々がある。なお、前者は「御風呂屋御用」と断り書がある。二年閏四月二十  
四日鑄物師屋四郎兵衛は、上の据羽釜（口径二尺五寸五分）三八匁、檜の上釜蓋三匁八分を調達している。

鍋屋四郎兵衛は吊鍋二つ代七匁六分、蓋二つ九分五厘を調達（二年八月二十九日）。

京新町の次兵衛は、「ぬり渡しなへ」五つ代六匁六分、「さひ渡しなへ」五つ代五匁五分（以上、三年八月三日）、引  
鍋三つ七匁二分六厘、「渡しなへ」一五（内三つは小渡し）一六匁一分（以上、二年四月九日）を調達している。

同人同日の調達品の中の金属品に、錫鉢五枚（入子鉢）二二匁九分七厘、「かな立」三つ二九匁九分、小刀二本一匁  
九分、金杓子三本九分九厘、中灯台一本八匁三分八厘、手燭七本七匁四分三厘、金行燈五つ二三匁六分五厘、十能三

つが五匁三分九厘などがある。

鍛冶屋三右衛門は、「あらぬり小手」一枚三匁二分、「中ぬり小手」一枚二匁四分を奥作事方御用として納めており、「小手」は鎧であろう。

作事方用品として釘がある。釘屋の多兵衛が納入している。ただし年月日は不詳。五寸釘二千本が四六匁、四寸釘同じく二七匁、三寸釘三千本が二二匁五分、二寸釘六千本一八匁、中掛金一〇が六匁、「せうかぎ」（正鍵か？）五つが五匁。それに、上掛金抜五〇の代一五匁、中同じく三〇の代六匁、上平坪二〇口六匁、中平坪同じく四匁、錠前の坪一〇口二匁三分がある。

大工道具に、台つき鉋一枚九分、差鉋二枚一匁、錐大小五本五分、大差・小差一本四分がある。二年九月十三日、小間物屋善兵衛の調達。

### 板類

材木や建具に関する品々が見える。最もまとまって現れるのが、二年九月十三日、まさ屋太兵衛の調達で、総銀高が五二七匁三分五厘に及ぶ。上々大土居五束一二五匁、上々小土居五束七五匁、上々大檜搏一〇丁四五匁、上々小檜搏二〇丁四四匁、上々檜柾一丁（大切柾九枚分）二〇目、上々小切柾一束（小数二一枚分）二〇目、上々切柾一〇枚二〇目、上々秋田木一三丁一六九匁、引板三〇枚九匁、薄板三〇枚三分五厘という内訳である。

引板屋の四郎右衛門の調達は、「節なし杉すほん」<sup>⑤</sup>一〇丁一二〇目、松二間半（かた五寸）一〇本五九匁、松二間半（かた四寸）一〇本四七匁、樅二間半（かた五寸）一〇本六八匁、となっている。

長さ一丈、幅が六寸五分から五寸五分まで、厚さ四分の檜一〇丁が一六匁とも見える（十二月十六日）。売主は不詳である。

あわた屋八右衛門からの一括調達も計六五二匁にも達する（年月日不詳）。上々杉天井板小数八五枚（ただし一六間）二〇八匁、上榦五分かけ小数五枚（一二間）七八匁、上杉五分かけ小数二四枚（五間）九〇目、松六分かけ小数六〇枚（一〇間）九〇目、月役三〇〇丁六九匁、上々野根二五束（一二枚一束）七五匁、松二間半（四寸角）一〇本四二匁という内訳である。

戸屋九兵衛からは、つぎの建具が納品されている（年月日不詳）。杉戸一〇枚一一二匁五分、明障子七枚一八匁二分、杉戸一〇枚七八匁、明障子四枚一〇匁四分、杉戸四枚五〇目、同六枚四五匁などである。

近世の建築百科全書と称される『愚子見記』（昭和六十三年井上書院より『注釈愚子見記』として翻刻された）にも材木の値段をしたためたところがあり、ほぼ同じ時期のものとして比較検討されると面白いであろう。

### 文具・化粧道具など

文具類でまとまるのは、十二月朔日紙屋庄右衛門の調達品。上金水引五〇把一匁二分五厘、奉書紙一〇枚六分五厘、青紙五枚九厘、赤紙五枚八厘、筆一対二分、扇二本三分。

紙については、他に二年八月十六日、希屋治左衛門が杉原紙二束一四匁で調達した例と錢屋長左衛門が上美濃紙二束一三匁で調達した例（年月日不明）が見える。後者には糊の材料になる正麩二升が九分とも並記される。扇類については、吉川監物様・徳大寺様への正月贈品として金砂子扇子一本一匁五分（十二月八日、扇屋五左衛門）、箱付きの明暦の買い物（吉積）

扇子二本一匁八分（十一月二十七日、蠟燭屋庄右衛門）がある。

化粧道具の書上げが唯一、つぎのように見える。

「六月十七日」

一銀百六拾三匁弐分七厘

まきゑや 次郎右エ門

内

百四拾九匁 御手道具一通り

但御きやうたい其外有之上家共十八色之分

五匁

御かゝみ一面分

八分

御はさみ壱本

五分

御くしはらひ壱ツ

五匁九分

式重箱壱ツ

壱分五厘

細引壱ツ

四分五厘

しふかみ壱枚

八分

おもて壱枚半

三分

こも式枚

三分七厘

なわ大小五わ

以上」

直らい徳右衛門の納入品に夜着がある。承応四年、つまり明暦元年の二月七日の日付で、当該史料中最も古い。「御地（綾子）どんす白地くろむらさき浅き入御作りもんかのこと」と説明があるもの二端の代銀二六〇目、これを納める二重箱が二匁四分である。

### 薬種

小松屋市兵衛が総額銀三七三匁余にも上る薬を納入している（二年四月九日）。地黄一斤一匁七分、当帰同三匁八分、和川芎半斤一匁二分、唐川芎三両が六三匁、白芍藥半斤七分、赤芍藥小半斤三分、和白朮二斤二匁八分、唐白朮一斤六匁五分、龍葵小半斤三匁五分、肉桂半斤一匁五分、桂心一〇両が二分、白茯苓二斤四匁六分、赤茯苓半斤六分、茯神一斤一匁四分、甘草一斤九匁、人参五両が九五匁、何首烏二両が一分、蓮肉二斤八分、巴戟（天）一〇両が一匁一分、陳皮二斤九分、香附子二斤一匁三分、厚朴一斤三分、縮砂一斤七匁五分、山楂子二斤三匁六分、神麃一斤三匁六分、木槿二斤一匁、香白芷半斤四匁、麻黃一〇両が一匁五分、「つぶはんけ」二斤三匁八分、益知半斤一八匁五分、皮枳殼一斤九分、皮枳实一斤八分五厘、独活一斤三分、羌活一斤五分、桔梗二斤一匁六分、河原柴胡小半斤二分、枕柴胡一〇両二分五厘、前胡半斤四分、葛根一〇両が一分五厘、葛花五両が二分五厘、天花粉五両が二分、「かんかつ」一〇両が二分、紫蘇一斤六分、木香一斤五匁三分、藿香一斤三五匁、沈香五両が一七匁五分、丁子一斤一四匁、白檀五両が二匁、麝香一両が一匁、龍腦一両が一七匁、甘松（吉松）二両が五分、干姜半斤六分、大黃一〇両が一匁八分、龍眼半斤四匁二分。以上五〇余種の中での王様は、人参つまり朝鮮人参である。今日流に直すと、僅か四〇グラム足らずが銀九五匁で、冒頭の米価に照らせば、およそ二石ほどに相当することになる。

もう一ヶ所、簡単だが薬種が載る（十月四日）。同じ小松屋市兵衛調達品で、葦茨三両が一分五厘、烏藥五両が一分五厘といふもの。

### その他

頻出する大物が一つある。乗物と記されるもので、前後四回にわたって現れる。

「明暦式ノ

七月十一日

一銀式百拾六匁三分定

乗物や  
庄右エ門

内

武百拾式匁五分 御乗物壹丁代

金小判三両一歩ニ直段御定之前、一両ニ付六十五匁四分かへ

武匁八分

右之しふき細引九本之代

壹匁

右之しふき細引九本之代

乗物とは、やはり駕籠と比定されよう。もう二か所（二年霜月八日と年月日不明）では、同じ乗物一丁の代が各六〇目とあり、右のものと大差を見る。なお、売主はともに不詳である。ただし、前者については「御鹿山へ被成御座候時の御めしかへとして」との説明がある。もう一つは、乗物屋庄兵衛から調達したもので、一丁の代四五匁にとどまる（二年八月十三日）。

ここで注意したいのは、為替相場である。金三両一歩が銀二二匁五分に相当し、一両が六五匁四分に当たるということ。金銀の相場については、もう一つ記事がある。大坂の宿代小判一両が銀六一匁というも（十二月二日）。馬具類がある。能丁障泥一掛け三二匁、切付一掛け二七匁で、切付屋七右衛門が調達（十一月二十七日）。

前に風呂釜を出したが、風呂桶がある。長さ六尺四寸、横四尺、高さ二尺八寸、檜板、節なし、厚さ一寸三分、一枚板とのたどし書のあるものの代が九五匁、指物屋九兵衛が売主（二年閏四月二十四日）。また、これの火床の代が一九二匁一分五厘、法量が口徑一尺七寸七分、「ゑんひろさ」（縁広さ？）二寸七分、高さ一尺三寸五分、火炊口一尺五寸三歩、四方出口五寸である。

照明具として蠟燭が見える。大小八〇〇丁（掛け目で二〇貫目一分）の代三〇七匁六分五厘（二年九月十一日、蠟燭屋九兵衛調達）、掛け目三貫三〇〇目の代三八匁八分（十一月二十七日、蠟燭屋庄右衛門調達）。

これまでの史料抄録の中に、品物の梱包具が折々添書きされるが、しめくくりに若干触れておきたい。最多出が渋紙である。大きさにもよろうが、一枚当たりの代は大体二分五厘から五分の間におさまる。次で筵、一枚当たり同じく一分二厘五毛から二分五厘の間。ただし、近江筵は九分あるいは五分五厘、豊島筵は二分または三分である。莫座は、三分ないし五分くらい、菰は一分あるいは一分五厘。

樽類では、内容物によらず一斗樽で一匁三分、二斗樽で一匁七分、五升樽で一匁といふところ。ただし胡麻油樽の場合の一斗入が三匁である。酒樽は、二升入八分、四升入一匁三分などの例がある。

髭籠（ひげこ）一つが三～六分、繩一把が六～七厘、そして細引一筋が大体一分五厘といふところである。

## 運賃

以上の品々が大坂から徳山まで運送されたわけであるが、いずれも大方が海運利用であった。その一例を左に書出してみる。

「明式ノ十一月八日

一銀五拾五匁定

小倉ノ

船頭 久左エ門

請人 左次兵へ

右ハ御乗物壹丁御酒樽大小十三丁油樽式丁御櫃八ツ筵包壹ツ、大坂より徳山へ積船として私六端帆早船(ママ)加子六人りニして御用ニ立申船賃銀として請取候、云々」

同じ五五匁の例は、豊前中津の船頭にかかる京都の荷物や大坂の酒樽の運賃にもある（二年八月十四日）。水風呂桶二つに櫃二つの運賃は、八端帆（筑前の船頭□兵衛）船で五〇目（二年五月十四日）、代六〇目の乗物一丁の運賃が、小倉の船頭請負いで四八匁（同十一月五日）である。因みに、かの二〇〇目余もする乗物一丁の船賃は一七匁である（小倉の五兵衛、同八月二十一日）。かくて使われた船は、いざれも領外他国のものであつたらしい。二年九月十三日、醤油樽ほか八つの荷を運んだのは、小倉の舸子伝右衛門である（代銀四二匁）。さらに、同五月十八日、河内外記ほか家中九人を乗せた七端帆船、戸田仁左衛門ほか同じく一四人を乗せた七端帆船の船頭は、ともに小倉の七郎兵衛と羽右衛門であり、代は各九二匁である。

奈良酒の大坂までの運賃が判明する。「斗入が四樽で、奈良から木津までの駄賃一匁、木津から淀までの船賃八分、淀から大坂までが九分五厘である（二年八月十八日）」。五升樽一つが、奈良から大坂まで馬で運搬された例があり、そ

の駄賃は七分である（十二月十六日）。

## 路銀など

江戸から下つた際、大坂での滞留の小々銀が上分で一日四分三厘、下分で同じく一分六厘とある（十二月四日）。これを米価一石当り四八匁とした場合、前者で約九合、後者で約四合八勺に相当する。

さて、右以上のことは全て「大坂御買下物代銀留帳」によるものである。「小飛脚路料留帳」を少し紹介しておこう。

「小飛脚」と断わられるように、大坂や江戸までの大遠路の例は認められず、最遠で肥前である。

「十一月十八日

一銀拾六匁八分五厘

内

壹匁六分

右ハ徳山より下ノ関迄往来日数四日分、日別四分宛

八分

右ハ下ノ関より渡賃、下りハ三分、上りハ五分

九匁七分五厘

右ハ小倉より長崎迄道中、本城二日之逗留、先様二二日之逗留共ニ往来十三日分、日別七分五輪宛

## 四匁五分

右ハ本城ノ渡り賃船一艘拾六匁之御定ニ付下リハ一人別別三匁式分、但五人乗ニして、上リハ壹匁三分也、往来渡り賃ニ拂分

## 式分

右ハ同所にて往来之時手形賃として壹人壹分宛□□之分

以上

一同拾六匁八分五厘

右同理り

鷹巣組ノ  
加兵へ

右ハ肥前之内大村ニ伴天連宗大分出来、大村長崎をも一時ニ燒可申之由物音ニ付而私共武人長崎之様子□御聞合茶屋彦右エ門所ヘ之御状持參仕、先様之様子聞合罷戻り申ニ付而往来路料銀御定之前を以銘々請取申所、如件

明暦三年十一月十八日

右式人

棟居七郎右エ門ニ當おく書、井村清左エ門判形有之」

防長両国内における路料銀は一日につき四分、両国外においては七分五厘である。ただし、前者について、岩国領主吉川美濃守への年頭使者の場合など、飛脚とは異なり、上の分一日六分、下の分一日三分である。下関と小倉間の渡し賃が下りが三分、上りが五分である。大村での渡し賃も判明する。『徳川実紀』などによれば、このとき大村の伴天連宗徒が反乱をおこし、十一月十五日宗徒男女九〇人が擄取られたといふ。駄賃については、右吉川家年頭使者の例などにより一里当たり一分の定めであつたことが判明する。

因みに、後年との比較をしておこうと思う。同じ文庫の「御手紙控」貞享二～三年（一六八五～六）分を引合いに出してみると、この間、およそ四〇年の隔たりがある。それによると、両国内の路料は、上で一日一匁、下で七分五厘である。駄賃は、一日当たりという勘定に変化しており、一日が一匁五厘である。

「小飛脚路料留帳」は、肥前行の例が示す通り、飛脚・使者派遣の目的が物語られているので軽視できない。明暦三年正月十八日は江戸が大火に見舞われており、この情報集めに飛脚一人が広島まで派遣されている（二月六日）し、奈古での火事にも飛脚が放たれている（卯月一日）。八月十三日には、萩近所——實際は見島——に唐船が漂着したとして奈古・大井両浦究役が飛んでいる。奥作事の大工雇用の為広島に走つたのは七月二十五日のことである。八月十四日には、長府藩主毛利右京の病氣見舞として使者が派遣されている。<sup>⑦</sup>さらに、領内の酒直段が高直なため、萩・山口のようす聞合せに飛脚が放たれている（十一月十八日）。

「大坂御買下物代銀留帳」に載る買物代や運賃などを総計すると、一一貫七〇〇目ほどになる。これを米に直すと、二四五石ほどになる。

徳山藩（四万五千石）が、下松から徳山（旧称は野上）に居館を移し、初代藩主毛利日向守就隆が徳山の居館に初めて入ったのは慶安三年（一六五〇）のことである。当該史料はそれから六～七年後に作成されたものである。徳山城下は、未だ建設整備の途上にあつたといつてよい。それだけに、物資の調達が自領ではむつかしかつたと思われる中の産物が当史料であつたと考えて差しつかえあるまい。物資輸送も他領に依存しなければならぬ状況であった。

なお、品名については、原文では仮名書きの場合が多く、それも無論旧仮名遣いで、読者の理解を得やすいように隨時漢字表記に改めている。ただし、判断できぬものは括弧書きで原表記に頼つた。

また、成稿に当たつては、山口大学教育学部影山純夫助教授や麓 和善名古屋工業大学助教授、古賀信幸山口市教育委員会文化課文化財保護主事の御教示に預つたことを申し添えておきたい。

## 〔注〕

- ① 昭和四十四年十一月二十五日徳山市役所発行。
- ② 徳山市立図書館叢書第廿二集、昭和五十一年十月一日同館発行。
- 内容は、徳山藩史の一翼を担うもので、藩祖毛利就隆（徳性院）から四代藩主元堯（豪徳院）死没、つまり享保六年（一七二一）まで書留められ、安政二年（一八五五）江村彦之進の編纂に係る一書である。
- ③ ちなみに、「御藏本日記」宝暦八年（一七五八）九月晦日の条に、宇治茶師の竹田紹旦・辻善徳・森江宗林・喜田立玄から壺の付届けのあつたことが見える。
- ④ これら土器の用途については、不分明な点があるようだが、貞享三年の場合、毎年正月三ヶ日祈禱所における祈念用品の一つとして見える。さらに後年の宝暦五年（一七五五）正月十二日の居
- 館における御嘉例大般若祈禱用品の一つに中三度土器一一〇枚が見えたりするし、十八世紀半ばからは焼物師を置いて自前調達を行つてはいる（徳山毛利家文庫「御藏本日記」）。
- ⑤ 「愚子見記」による「すほん」の説明は、「すほんハ大方桶屋二仕申也」である。
- ⑥ 原文は「かんせう」とある。韓松も当てられるが、白檀以下香料類が並ぶため甘松の方をとつた。
- ⑦ ある書によると、三代藩主毛利右京綱元（当時一〇歳余り）はこの年春以来、疱瘡に患り一時病状が極度に悪化していた。